

一時預かり事業の無償化について

ご利用の一時預かり事業が幼児教育・保育の無償化の給付の対象となる場合があります。



給付を受けるためには、あらかじめ「認定」を受ける必要があります。

一時預かり事業をご利用される前に、「新2号認定(新3号認定)」を受ける必要があります。必要書類をご確認の上、子育てあんしん課に必要書類を提出してください。

○ 必要な認定申請書類

- ① 施設等利用給付 認定申請書(新2号・新3号認定用)
- ② 保育の必要性が確認できる書類(保護者1人につき 1部)
- ③ 申請保護者のマイナンバーと本人確認ができる書類

※ 詳しくはホームページをご確認ください。



【盛岡市公式HP】
必要な手続きや書類を
ご案内しています。

○ 認定(給付)を受けるための要件

- ・ 認可保育所、認定こども園、幼稚園、企業主導型保育所に在籍していないこと※。
- ・ 保護者の方いずれもが下記の「保育の必要性の事由」に該当すること。



事由	保護者(父・母)の状況
就労	外勤、自営、農業など(月48時間以上。)
妊娠・出産	出産予定日の産前8週、産後8週であること。
疾病・障がい	治療を要する方、障がいがある方(保育が困難な場合に限る。)
介護・看護	障がいのある方や病人の看護・介護をする方
求職活動	求職活動中であること。(認定期間は90日間)
就学	就学していること。(専門学校・職業訓練校などに通学)
その他	虐待やDVのおそれがあること、罹災、その他市長が認める状態にあること。

※ 十分な預かり保育が提供されていない幼稚園・認定こども園に在籍している場合は、一時預かり事業分も給付の対象となる場合があります。

認定・給付の流れ



○ 認定を受けた方には、市から「施設等利用給付認定通知書」をお送りします。

→ 施設で確認する場合がありますので、一時預かり事業を利用する際にお持ちください。

○ 一時預かりを利用した施設に「領収証 兼 提供証明書」の発行を依頼してください。

→ 市あての施設等利用費の請求の際に必要となりますので、お手元で保管してください。

※ 認定を受けていない場合、他の要件を満たしていても無償化の給付の対象とはなりません。



【問い合わせ先】

盛岡市子ども未来部子育てあんしん課 保育サービス推進室
〒020-0884 盛岡市神明町3-29 電話番号:019-626-7553